



宮 崎 県 公 報

平成22年7月8日(木曜日) 第 2198 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○民有林の保安林の指定予定(6件)……………(自然環境課) 1	
○土地収用法に基づく事業の認定……………(用地対策課) 2	
○道路の区域の変更(5件)……………(道路保全課) 3	
○道路の供用の開始(5件)……………(“) 4	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 5	
公 告	
○社団法人全国公営住宅火災共済機構平成21年度 経営状況の通知……………(総務課) 5	
○宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場(エント ランスガーデン及びトロピカルガーデンに限る 。)の指定管理者の指定の申請の公表…(農政企画課) 6	
○土地改良区の役員の就退任の届出(5件)……(農村整備課) 7	
○県営土地改良事業計画の変更……………(“) 9	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 9	
教育委員会告示	
○平成23年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等 部入学者募集要綱……………10	
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について……………10	
監査委員会告示	
○包括外部監査契約に基づく監査に係る補助者……………11	

告 示

宮崎県告示第 439号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年7月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字下日陰1720-1、字黒原1723-1、1723-4から1723-7まで、1747、1749、1750、1753-1、1753-3、1755、1756、1770-2

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 440号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年7月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ

山字中野1878-3、1881-1、1881-3

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 441号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年7月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字辰野2205、2207-1、2207-3、2208-1、字尾平2549-8

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 442号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年7月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字カイノ木2657、字後戸ノ内3379-1、3380-2、3382、3382-1、3384-1、3384-3、3398-1、3408-1、3409-3、字サレ谷3410
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 443号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年7月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字大藪2709-1、2710、2713
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 444号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年7月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ

山字ホウザン3493-1、字中道3514-1、3515

- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 445号

土地収用法(昭和26年法律第 219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成22年7月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 起業者の名称
 - 宮崎市
- 2 事業の種類
 - (仮称)城の駅及び佐土原中地区公民館建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
 - 宮崎県宮崎市佐土原町上田島字追手地内
 - (2) 使用の部分
 - なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

(仮称)城の駅及び佐土原中地区公民館建設事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

以上から、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

宮崎市は、1市3町の合併に伴い、平成17年12月に策定した「新市建設計画実施計画」の中で、本件事業を主要事業として位置付けるとともに、本件事業で設置する施設を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に定める公の施設として整備することとしている。

また、起業者である宮崎市は、本件事業に係る用地買収等の業務を宮崎市土地開発公社に委託しているが、当該業務については、平成22年度一般会計予算の中で、当該土地開発公社に対して債務保証を行うなど、財源措置は講じられており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

以上から、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 法第20条第3号の要件への適合性について
 - ① 事業の施行により得られる公共の利益について

宮崎市佐土原町域には、国指定史跡の「佐土原城跡」をはじめとする歴史的文化遺産が点在しており、佐土原人形など

の地域性のある特産品も数多く存在する。本件事業の(仮称)城の駅の整備により、当該町域に点在する史跡や観光施設等の情報が発信できるとともに、地域住民と来訪者が交流し、地元特産品の販売拠点等にもなることから、本件事業は地域の活性化に寄与するものと考えられる。

また、起業地の存する佐土原中学校区の上田島地区には、現在、合併特例区所管の佐土原地区公民館が設置されているが、当該公民館は建物が老朽化し、各部屋も手狭なことから講座等の利用が制限されるなど、地域住民の利用に支障をきたしている。起業者である宮崎市は、当該地区にスポーツ・レクリエーション活動ができる多目的ホール、図書館、高齢者ふれあい施設、児童センター等の機能を有する複合施設を整備することにより、地域コミュニティを醸成し、地域住民の生涯学習の推進等を図ることとしている。

本件事業は、当該地域の活性化の拠点となる(仮称)城の駅としての機能と、地域コミュニティの拠点となる(仮称)佐土原中地区公民館としての機能を併せ持つ複合施設を一体的に整備することにより、地域住民の福祉の増進に寄与するものと考えられる。

なお、起業地周辺には住宅があり、事業施工中の騒音・振動等、住環境への影響が考えられるが、起業者は低騒音・低振動型の建設機械を使用することとしているため、周辺地域への生活環境に与える影響は軽微であると考えられる。

以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

② 事業の施行により失われる利益について

起業地は、国道 219号に面した第 2 種住居地域内の田地であり、希少性の高い動植物は存在しないことから、自然環境への影響は軽微であると認められる。

また、起業地は、文化財保護法(昭和25年法律第 241号)による周知の埋蔵文化財包蔵地であるが、宮崎県教育委員会からは、起業地への編入に異議はないとの回答を得ている。起業者は、工事の施工にあたっては、全面的な埋蔵文化財の確認調査を実施することとしており、その保護については、宮崎県教育委員会及び宮崎市教育委員会と協議を行った上で、十分に留意し、必要に応じて記録保存等の措置を講じることとしている。

以上から、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

③ 代替案の検討について

本件起業地の選定に当たっては、3箇所の候補地の中からア 地域の中心部付近に位置し、地域住民の交流に適した場所であること

イ 日照権や騒音等で住環境を阻害しない場所であること

ウ 周辺の歴史遺産の散策に適した場所であること

エ 事業費において経済的であること

等の基準により候補地優劣を比較した結果、本件事業の施行地が最も適切であると認められる。

④ 比較衡量

①で述べた得られる公共の利益と②で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、③で述べたように、本件起業地は、他の候補地と比較して最も合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

① 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)の①で述べたように、宮崎市佐土原町域の地域の活性化と地域コミュニティの拠点となる施設を一体的に整備する事業である。起業者である宮崎市は、平成20年3月に「(仮称)城の駅」基本構想を策定し、「人の交流拠点」、「歴史観光の拠点」及び「地元物産の拠点」として、当該施設を整備することとしている。また、(仮称)佐土原中地区公民館の整備については、現在の佐土原地区公民館が老朽化しているなど、地域住民の利用に支障をきたしていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

② 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲と認められる。さらに、起業地の範囲は、一時的な使用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用又は使用の別についても、合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項に規定する図面の縦覧場所

宮崎市役所企画部企画政策課

宮崎県告示第 446号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年7月8日から平成22年7月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年7月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
8	県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字久保6164番1地先から同郡同町同大字字西7165番5地先まで	旧	5.0 ～ 25.0	1559.0
				新	5.0 ～ 25.0 11.6 ～ 120.0	1559.0 1125.0

宮崎県告示第 447号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月 8 日から平成22年 7 月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
17	県道	南俣宮 崎線	宮崎市大字 吉野字柳原 1164番 1 地 先から同市 同大字同字 1188番 1 地 先まで	旧	10.0 ～ 16.3	454.0
				新	10.0 ～ 25.0	454.0

宮崎県告示第 448号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月 8 日から平成22年 7 月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南 郷線	西都市大字 八重字柳 1 88番 1 地先 から同市同 大字同字 1 88番 1 地先 まで	旧	10.0 ～ 19.0	26.0
				新	10.0 ～ 24.0	26.0

宮崎県告示第 449号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月 8 日から平成22年 7 月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南 郷線	西都市大字 八重字柳 2 47番13地先 から同市同	旧	7.7 ～ 12.5	35.0
				新	10.2 ～	35.0

			大字同字 2 47番 5 地先 まで		22.6	
--	--	--	--------------------------	--	------	--

宮崎県告示第 450号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月 8 日から平成22年 7 月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
433	県道	鶴戸神 宮線	日南市大字 宮浦字網割 3148番 2 地 先から同市 同大字同字 3087番 3 地 先まで	旧	12.2 ～ 14.8	29.3
				新	85.0 ～ 89.5	29.3

宮崎県告示第 451号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月 8 日から平成22年 7 月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
8	県道	竹田五 ヶ瀬線	西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 桑野内字久 保6164番 1 地先から同 郡同町同大 字字西7165 番 5 地先ま で	平成22年 7 月10日

宮崎県告示第 452号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月 8 日から平成22年 7 月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
17	県道	南俣宮崎線	宮崎市大字吉野字柳原1164番1地先から同市同大字同字1188番1地先まで	平成22年7月8日

宮崎県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年7月8日から平成22年7月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年7月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
39	県道	西都南郷線	西都市大字八重字柳188番1地先から同市同大字同字188番1地先まで	平成22年7月8日

宮崎県告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年7月8日から平成22年7月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年7月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
39	県道	西都南郷線	西都市大字八重字柳247番13地先から同市同大字同字247番5地先まで	平成22年7月8日

宮崎県告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年7月8日から平成22年7月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年7月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
433	県道	鶴戸神宮線	日南市大字宮浦字網割3148番2地先から同市同大字同字3087番3地先まで	平成22年7月8日

宮崎県告示第456号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成22年7月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 駒宮第一地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線により囲まれた土地の区域（平成21年6月1日宮崎県告示第437号で指定した第3号に掲げる区域を除く。）

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	日南市大字平山字別府1062-4
2	“ “ 字永田1058-イ
3	“ “ “ 1058-ロ
4	“ “ 字細石1094-1
5	“ “ 字足洗田1048-1
6	“ “ 字細石1095
7	“ “ “ 1091・1092合併3
8	“ “ 字別府1071-11
9	“ “ “ 1071-11

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成21年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成22年7月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数

688会員

加入戸数	881,650戸
共済委託契約金額	7,868,731,286千円
火災共済掛金	1,066,939千円
被災戸数	242戸
火災共済給付金	283,274千円
特定給付金	16,644千円
復興建築助成戸数	126戸
復興建築助成金	61,551千円
住宅災害見舞戸数	641戸
住宅災害見舞金	37,740千円
住宅防火施設整備補助会員数	211会員
住宅防火施設整備補助金	107,891千円
2 貸借対照表（平成22年3月31日現在）	（単位：千円）
(1) 資産の部	
ア 流動資産	687,983
イ 固定資産	
（ア） 特定資産	
a 異常危険準備金資産	2,913,967
b その他特定資産	1,702,454
（イ） その他固定資産	366,320
資産合計	5,670,724
(2) 負債の部	
ア 流動負債	609,680
イ 固定負債	3,042,682
負債合計	3,652,362
(3) 正味財産の部	
正味財産合計	2,018,362
負債及び正味財産合計	5,670,724

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場（エントランスガーデン及びトロピカルガーデンに限る。）の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成22年7月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
 - 名称 宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場（エントランスガーデン及びトロピカルガーデンに限る。以下「ガーデン」という。）
 - 所在地 宮崎県日南市南郷町賛波3220番地24
 - 設置目的 本県の豊かな亜熱帯資源の観察等の体験を通じて県民の農業に対する意識の啓発を図ることを目的とした施設
- 指定期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないとき認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 指定管理者の業務
 - 施設の利用に関する業務
 - 施設の維持及び保全に関する業務
- 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場管理規則（平成14年宮崎県規則第29号）第8条に規定する管理の基準による。
- 指定管理者の指定方法

- 知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 指定管理者の指定の申請に必要な資格
 - 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
 - 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
 - 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者には、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
 - 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者には、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
 - 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
 - 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
 - 国税及び地方税の滞納がないこと。
 - 指定管理者候補者の選定に係る審査基準
 - 利用者の平等な利用が確保されること。
 - 事業計画の内容が、ガーデンの効用を最大限に発揮するものであること。
 - 事業計画の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
 - 事業計画の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
 - 指定管理者候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場（エントランスガーデン及びトロピカルガーデンに限る。）指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場（エントランスガーデン及びトロピカルガーデンに限る。）指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定するものとする。
 - 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
 - 配布場所及び請求先 宮崎県農政水産部農政企画課総務担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7123
 - 配布期間 平成22年7月9日から平成22年9月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
 - 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
 - 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
 - 提出期間 平成22年8月20日から平成22年9月10日まで（土

曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先
宮崎県農政水産部農政企画課総務担当 宮崎県宮崎市橋通東2
丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7123

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、蒲牟田土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年7月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	増 田 勝 造	高原町大字蒲牟田2757番地

(任期：平成23年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	福 元 一 郎	高原町大字蒲牟田1528番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、村角土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年7月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	森 栄 和	宮崎市村角町木ノ元 759番地 5
副理事長	長 友 喜美男	宮崎市村角町安尊2073番地ロ
理 事	倉 田 光 行	宮崎市村角町北原2248番地 9
理 事	小 川 宏 文	宮崎市村角町阿波2470番地 1
理 事	赤 木 久 男	宮崎市村角町萩崎2652番地
理 事	小 川 勝	宮崎市村角町中尊1926番地
理 事	石 川 宣 也	宮崎市村角町安尊2066番地
理 事	後 藤 明	宮崎市村角町古郷2430番地
総括監事	後 藤 尚 武	宮崎市村角町北原2229番地

監 事 佐 藤 安 幸 宮崎市村角町中尊1914番地 3

(任期：平成24年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	長 友 恵 文	宮崎市村角町古郷2414番地
理 事	後 藤 尚 武	宮崎市村角町北原2229番地
理 事	森 栄 和	宮崎市村角町木ノ元 759番地 5
理 事	長 友 史 公	宮崎市村角町北原2245番地
理 事	石 川 正 智	宮崎市村角町安尊2063番地
理 事	大田原 正 和	宮崎市村角町阿波2540番地
理 事	赤 木 久 男	宮崎市村角町萩崎2652番地
理 事	小 川 領 一	宮崎市村角町中尊1935番地 3
監 事	小 川 仁	宮崎市村角町北原2235番地 2
監 事	大田原 文 哉	宮崎市村角町橋尊1944番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、小丸川土地改良区（高鍋町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年7月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	川 野 文 明	高鍋町大字南高鍋 10132番地 1
理 事	新 名 佐智夫	高鍋町大字持田4918番地

(任期：平成24年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	杉 好 晋	高鍋町大字持田1968番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、船引土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年7月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	長 友 寛 昭	宮崎市清武町大字船引7238番地
副理事長	妻 木 和 徳	宮崎市清武町大字船引7104番地口
会計理事	長 友 典 幸	宮崎市清武町大字船引6638番地
庶務理事	田 代 敏 徳	宮崎市清武町大字船引7074番地 3
庶務理事	田 代 浩 一	宮崎市清武町大字船引1000番地 8
用 排 水 理 事	黒 木 宗 男	宮崎市清武町大字船引7306番地 1
換地理事	長 友 良 記	宮崎市清武町大字船引7137番地
評価理事	松 田 貞 夫	宮崎市清武町大字加納丙1377番地 1
工事理事	長 友 正 人	宮崎市清武町大字船引6813番地
工事理事	谷 口 秀 和	宮崎市清武町大字船引6626番地
総括監事	黒 木 政 章	宮崎市清武町大字船引7261番地
監 事	野 崎 定 政	宮崎市清武町大字船引1249番地

(任期：平成25年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	長 友 寛 昭	宮崎市清武町大字船引7238番地
副理事長	妻 木 和 徳	宮崎市清武町大字船引7104番地口
会計理事	長 友 典 幸	宮崎市清武町大字船引6638番地
庶務理事	田 代 敏 徳	宮崎市清武町大字船引7074番地 3
庶務理事	田 代 浩 一	宮崎市清武町大字船引1000番地 8
用 排 水 理 事	黒 木 宗 男	宮崎市清武町大字船引7306番地 1
換地理事	長 友 良 記	宮崎市清武町大字船引7137番地
評価理事	松 田 貞 夫	宮崎市清武町大字加納丙1377番地 1
工事理事	長 友 正 人	宮崎市清武町大字船引6813番地

工事理事	谷 口 秀 和	宮崎市清武町大字船引6626番地
総括監事	黒 木 政 章	宮崎市清武町大字船引7261番地
監 事	野 崎 定 政	宮崎市清武町大字船引1249番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、山中土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年7月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	荒 武 辰 夫	小林市細野5489番地
理 事	重 信 喜 一 郎	高原町大字広原1198番地
理 事	坂 口 正 美	小林市細野5274番地
理 事	齋 藤 洋 光	小林市細野1851番地の 1
理 事	堂 籠 哲 生	小林市細野5249番地13
理 事	吉 留 健 一	小林市細野5600番地の 4
監 事	福 井 徹	小林市細野5256番地 3
監 事	町 浦 征 次	小林市細野5565番地

(任期：平成25年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	荒 武 辰 夫	小林市細野5489番地
理 事	重 信 喜 一 郎	高原町大字広原1198番地
理 事	坂 口 正 美	小林市細野5274番地
理 事	齋 藤 洋 光	小林市細野1851番地の 1
理 事	堂 籠 哲 生	小林市細野5249番地13
理 事	坂 口 國 人	小林市細野5248番地 3
監 事	内 村 公 一	小林市細野5635番地 3
監 事	福 井 徹	小林市細野5256番地 3

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第87条の3 第1項の規定により、尾八重野地区県営土地改良事業 (えびの市、畑地帯総合整備事業) に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成22年 7 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書写し

2 縦覧期間

平成22年 7 月 8 日から平成22年 8 月 5 日まで

3 縦覧場所

えびの市畜産農林課内

建設業法 (昭和24年法律第 100号) 第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成22年 7 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-19)第3438号	(有)瀬戸山建設	瀬戸山 敬	宮崎県北諸県郡三股町大字榑山4672-7	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、水道施設工事業	平成22年 5 月 11日付で廃業した旨の届	平成22年 5 月 11日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第3618号	宮崎建材(株)	中村 泰久	宮崎県宮崎市東大淀 2-1-25	一般	建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、建具工事業	平成22年 5 月 6日 "	平成22年 5 月 6日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第3716号	(株)古川建設	甲斐 銀河	宮崎県延岡市古川町 636	一般	土木工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、機械器具設置工事業、造園工事業、水道施設工事業	平成22年 5 月 12日 "	平成22年 5 月 12日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第5996号	(株)コーエイ	高橋 功一	宮崎県宮崎市田野町甲 5697	一般	土木工事業、管工事業、水道施設工事業	平成22年 5 月 18日 "	平成22年 5 月 18日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-20)第6737号	(有)永山工業	永山 敏秋	宮崎県宮崎市高岡町飯田2478	一般	土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成22年 5 月 11日 "	平成22年 5 月 11日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-21)第8611号	(有)山本工務店	山本 明男	宮崎県東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野3092-1	一般	屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	平成22年 5 月 14日 "	平成22年 5 月 14日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第9520号	井上左官	井上 満	宮崎県延岡市小野町5305	一般	左官工事業	平成22年 5 月 7日 "	平成22年 5 月 7日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第 10223号	瀬尾建築	瀬尾 俊郎	宮崎県串間市大字北方 4369-3	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業	平成22年 5 月 31日 "	平成22年 5 月 31日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第 11191号	末吉(幸)建設	末吉 幸太郎	宮崎県西都市大字穂北 518	一般	土木工事業	平成22年 5 月 21日 "	平成22年 5 月 21日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-20)第 12503号	(株)宮延塗装	甲斐 重光	宮崎県延岡市方財町 232-11	一般	大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	平成22年 5 月 12日 "	平成22年 5 月 12日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第 12321号	(株)エヌ・エス・ピー	海江田 照雄	宮崎県都城市上川東 4-3-11	一般	土木工事業、鋼構造物工事業	平成22年 5 月 31日 "	平成22年 5 月 31日 (一部廃業)

宮崎県知事許可 (般-21)第 12686号	松建	松本 成人	宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末4971	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成22年 5 月 31日付けで廃業した旨の届	平成22年 5 月31日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第 12735号	ユタカ工業㈱	二色 政明	宮崎県宮崎市清武町加納乙 132-3	一般	管工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業、造園工事業	平成22年 5 月 10日 “	平成22年 5 月10日 (一部廃業)

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第 9 号

平成23年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集要綱をここに公表する。

平成22年 7 月 8 日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

平成23年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集要綱

1 基本方針

県立特別支援学校幼稚部・高等部の入学者の募集は、一人一人の障がいの状態及び能力・適性等を総合的に考慮して適切な選考を行うこととする。

2 募集を行う県立特別支援学校の部及び学科

募集を行う県立特別支援学校の部及び学科については、別に定める「平成23年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集実施細目」(以下「募集実施細目」という。)によることとする。

3 募集人員

募集人員は、別に告示する「平成23年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部募集人員」に定めることとする。

4 応募資格

障がいの区分及び障がいの程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第 340号)第22条の 3 の規定に該当し、本人及び保護者が県内に居住する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 幼稚部

- ① 都城さくら聴覚支援学校及び延岡ととろ聴覚支援学校の幼稚部にあつては、平成17年 4 月 2 日から平成20年 4 月 1 日までに生まれた者であること。
- ② 赤江まつばら支援学校幼稚部にあつては、平成17年 4 月 2 日から平成19年 4 月 1 日までに生まれた者であること。

(2) 高等部

- ① 高等部にあつては、特別支援学校中学部又は中学校を卒業した者(平成23年 3 月卒業見込みの者を含む。)、若しくは学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の各号のいずれかに該当する者であること。
- ② 高等部専攻科にあつては、特別支援学校高等部又は高等学校を卒業した者(平成23年 3 月卒業見込みの者を含む。)、若しくは学校教育法施行規則第 150条のいずれかに該当する者であること。

5 出願手続

入学志願者の出願手続については、募集実施細目による。

6 入学者の選考

(1) 選考方法

幼稚部及び高等部の入学者の選考については、個人調査書、諸検査、面接の結果等を資料とし、総合的に判断して行う。

(2) 日程

① 諸検査及び面接

平成23年 3 月 8 日(火)及び 3 月 9 日(水)

② 場所

志願先の特別支援学校

③ 合格者発表

平成23年 3 月18日(金)

7 その他

この要綱に定めるもののほか、県立特別支援学校幼稚部・高等部募集に関して必要な事項は、募集実施細目に定めるところによる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第13号

警備業法(昭和47年法律第 117号。以下「法」という。)第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成22年 7 月 8 日

宮崎県公安委員会委員長 野 中 玄 雄

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務区分	講 習 の 実 施 日	定 員
新規取得講習	3号警備業務	平成22年 9 月10日(金)、9月13日(月)から17日(金)まで	20人

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習

講習の対象者は、法第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第 2 号)第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「講習修了証明書」という。)を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第 4 条に規定する 1 級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係

る法第23条第4項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 検定規則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎地域職業訓練センター

電話0985-58-1554

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務区分	提出日時
3号警備業務	平成22年7月30日（金）から8月10日（火）まで（土、日を除く）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2のアに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警

備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

種 類	警備業務区分	手数料
新規取得講習	3号警備業務	38,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込の受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

監査委員告示

監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年7月8日

宮崎県監査委員 城 倉 恒 雄

宮崎県監査委員 石 井 浩 二

宮崎県監査委員 丸 山 裕 次 郎

宮崎県監査委員 井 上 紀 代 子

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
肥田木 良 博	都城市若葉町45号4番地2
川 島 秀 文	宮崎市広島1丁目15番24号
工 藤 経 芳	宮崎市大橋1丁目79番地サーパス大橋平和台通 804号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成22年7月1日から平成23年3月31日まで